

が、私達が斯様な特殊勤務に對す慰安方を嘆願することも敢て不合理ではないと思ひます。一方翻て之が一の業務獎勵の意味をも包含するものである事も考へさせられるのであります。

亦現在東京市電に於ても春季の二十日間に數回の花見手当を支給せられて居る實例もあるものであります。

斯様な理由によつて之を嘆願するものであります。

## 具体案

- 一、名稱は如何なる名稱でもよいと思ひます。
- 二、金額も當方では何らと限定するのではなく當局の意旨に依つて定めて貰ひたいのであります。

## 二、處分規定改正要求の件

### 理由

吾が運輸課内に於て現在行はれてゐる處分規定は殆んど當局の獨裁的であり、且つ、絶對的であつて何等其處に陪審的のものもなく、配量的のものもないのであります。然るに刻々に進み行く世の中の進化に従ひ社會の諸制度が次第に民衆化されつゝあります。此の民衆化即ち萬機公論に依つて決されて行く事は人類愛を標榜する最も公平なものであると思はれます。私達は少くも最も進歩した現代に於て人事或は社會問題を解決して行くに專制的であり、獨裁的である事は時代錯誤も甚だしきものと思ひます。此の意味に於て現在の處分規定は時代遅れの不合理な規定と云はざるを得ないのであります。故に私達は此の誤れたる規定を改め合理化せられた最も公平に行はれる處分規定を望むものであります。

## 具体案

- 一、事務所内の處分會議並に運輸課内の徵罰委員會に私達の代表者を参加させ、發言權及決議權を與へる事
- 二、代表者に付ては各運輸事務所より一名以上委員として、乗務員中より選出し此者を日勤とし専任させること

## 三、月手当支給方改正要求の件

### 理由

目下支給せられて居る月手当は得点制度であるが爲め点数を多く得る事によつて増収になる様になつて居るので、従つて増収を目的として乗務員間に得点を故意的除行等の手段により得んとする様な傾向があります。之が爲め車間隔離を亂し、尙運轉上に支障を來し、運轉能率を害する虞れがあります。又眞面目に勤務をした皆勤者中にも支給定額の差異を生じ、今一つは皆勤者であつて定額より少なく支給され、欠勤者であつて定額より多く支給される様な不合理極まる事が多々あるのであります。次に斯様な制度に支配されて善良なる乗務員の精神まで腐敗させらるゝ虞れもあります。以上の様な弊害を除去するには、何うしても出勤率によつて支給する事が最も公平で弊害も起らぬ最善の方法である事を信ずると同時に、車間隔離の保持或は運轉能率の向上にも好結果を招來するものである事を確信するものであります。

## 具体案

- 一、欠勤、一日に付手当支給定額十圓中より金三十錢引のこと
- 二、遅刻早引手当支給定額十圓より金十五錢引のこと
- 三、之等によつて引去れた金員は皆勤者に配分すること

右の通り嘆願致します

御回答期日は本日より向ふ二週間以内に願ひます

大正十五年七月二十八日

大阪市電従業員自助會

大阪市電氣局長

角 源 泉 殿